

香川県屋外広告業 登録申請ガイド

1. はじめに

香川県内(高松市内を除く)で、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負って行う場合は、香川県知事の屋外広告業の登録を受けなければなりません。

- ・高松市内で行う場合は、高松市長の登録を受けなければなりません。
- ・両方の区域内で行う場合は、それぞれの登録が必要となります。
- ・登録の有効期間は5年です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合、更新の登録を受ける必要があります。

2. 屋外広告業とは

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいいます。

- ・道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線などの路面標示等を設置・表示する行為を請け負う場合は、屋外広告業に該当します。
- ・元請け、下請けを問いません。

3. 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

この中には、公共事業等で設置される道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線などの路面標示等も含まれます。

4. 業務主任者の設置

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を選任して、次の業務の総括を行わせなければなりません。

- ① 法令の規定の遵守に関する事。
- ② 工事の適正な施工その他屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する事。
- ③ 帳簿の記載に関する事。
- ④ ①から③のほか、業務の適正な実施の確保に関する事。

業務主任者となることができる要件は、次のいずれかを満たす方です。

- ア 都道府県、指定都市、中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者
- イ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ウ 職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの
- エ 知事が、アからウの者と同等以上の知識を有するものと認定した者

5. 香川県屋外広告業登録手続き

次の（1）、（2）を準備の上、下記6の提出先又は電子申請で提出してください。

（1）申請関係書類一覧

		提出する書類の名称と注意点	法人の場合	個人の場合
申請書類	①	屋外広告業登録申請書（第11号様式）	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
		・書面申請時は、証紙を貼付して提出。		
		・新規登録申請の場合は「第1項」及び「新規」に、更新登録申請の場合は「第3項」及び「更新」に「○」を付ける。		
	②	・2ページ目（裏面）も記入が必要。		
		誓約書（第12号様式）	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
	③	・住所、氏名（法人名）を記入。	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
		略歴書（第13号様式）		
添付書類	④	・監査役を除く役員全員分の略歴書が必要。	<input type="radio"/> 必要※	<input type="radio"/> 必要
		住民票（原本）（③の略歴書提出者全員分）		
		・コピー不可。		
		・法人の場合は、役員全員分の住民票が必要。※		
	⑤	・申請日の前3か月以内に発行されたもの。		
		・香川県内に住所を有する方は、住民票の添付を省略可。		
		業務主任者の資格を証明する書類の写し	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
	⑥	・屋外広告物講習会受講修了証書 (香川県・高松市以外が開催する講習会でも可)	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
		・屋外広告士合格証 等		
		住民票（原本）（⑤の業務主任者全員分）		
	⑦	・コピー不可。	<input type="radio"/> 必要	<input type="radio"/> 必要
		・業務主任者全員分の住民票。		
		・申請日の前3か月以内に発行されたもの。		
		・④と重複する方の分は省略可。		
	⑦	・香川県内に住所を有する方は、住民票の添付を省略可。		
		登記事項証明書（原本）	<input type="radio"/> 必要	× なし
		・コピー不可。		
		・履歴事項全部証明書等。		
		・申請日の前3か月以内に発行されたもの。		

- 申請方法は、「書面による申請」、「香川県電子申請・届出システムによる申請」からお選びいただけます。
- 書面による申請の場合は、下記6の提出先へ持参または郵送でご提出ください。
- 香川県電子申請・届出システムによる申請の場合は、次のURLでお手続きください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4452
- ①～③の様式は、県のホームページからダウンロードできます。
- 4ページ以降の記載例もご参考ください。

※令和8年4月1日以降の申請においては
法人役員の住民票は不要となります。

県HP



電子申請



(2) 登録申請手数料 (10,000 円分)

申請方法によって、次のいずれかにより納付ください。

	申請方法	納付方法	その他
①	書面による申請	・香川県証紙※1,2	申請書に貼付してください
②	香川県電子申請・届出システムによる申請	・クレジットカード ・PayPay ・d払い ・auPAY	申請受理通知後にお支払ください

※1 香川県証紙の販売所、郵送販売等については、次の URL を参照ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html>

※2 証紙の購入が困難な島しょ（小豆島を除く。）又は県外に住所を有する者が郵便等により申請手続きを行う場合は、ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書をご利用いただけます。

- ・書面申請時には、クレジットカード、PayPay 等はご利用できません。
- ・電子申請時には、香川県証紙はご利用できません。



6. 提出（お問い合わせ）先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部都市計画課（15階） 総務・管理グループ 屋外広告業登録担当

電話：087-832-3556

FAX：087-806-0222

開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（休日・年末年始を除く）

- ・申請書一式が到着後に審査を行い、書類不備等あれば連絡します。
- ・登録が完了しましたら、登録通知を発送します。
- ・香川県電子申請・届出システムによる手続きの際に、原本の提出が必要な書類も、上記提出先へご提出ください。

新規登録の場合も、更新登録の場合も必要書類は同じです。

記載例：登録申請書（表）

第11号様式（第15条関係）

（日本産業規格A4列4番）

（表面）

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

香川県証紙10,000円分を貼付
(オンライン申請の場合は証紙不要
・別途支払)

屋外広告業登録申請書

○○年○○月○○日

香川県知事 殿

申請者 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏 名 株式会社 香川県

代表取締役 香川 太郎

個人にあっては、住民票記載の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

香川県屋外広告物条例第26条 第1項 の登録を受けたいので、次のとおり申請します。
（第3項）

登録の区分	新規 <input checked="" type="radio"/> 更新 <input type="radio"/>
現に受けている登録の登録番号（更新の場合）	香川県屋外広告業登録 (1) 第 ○○○ 号
登録申請者	<p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>郵便番号 (760-8570) 香川県高松市番町四丁目1番10号</p> <p>(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>株式会社 香川県 代表取締役 香川 太郎</p> <p>電話番号 087-831-1111</p>
役員の氏名（法人の場合）	<p>代表取締役 ○○ ○○</p> <p>取締役 ○○ ○○</p> <p>取締役 ○○ ○○</p> <p>登記事項証明書に記載のあるすべての役員（社外取締役を含む）を記入してください。ただし、監査役は記入不要です。</p> <p>記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。</p>

注 不要の文字は、横線で消してください。

次のページの（裏面）も提出が必要です。

(裏面)

法定代理人 (未成年者の場合)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 ()	
	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	法定代理人が必要な場合以外は 記入不要	
	電話番号	香川県内(高松市内を除く)で営業を行う営業所を記入してください。 営業所の所在地については、県内外を問いません。 本社以外に営業所がない場合は、本社を記入してください。	
役員の氏名(法人の場合)			
香川県の区域(高松市の区域を除く。)内において営業を行う営業所			
名称	所在地	電話番号	
株式会社 香川県	香川県高松市番町四丁目1番10号	087-831-1111	
	営業所ごとに選任される業務主任者		
	(ふりがな) 氏名	香川 太郎	生年 月日
名称	所在地	電話番号	
営業所が多数あり記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付してください。		業務主任者は、別途提出していただく業務主任者の資格を証明する書類(屋外広告物講習会受講修了証書等)と同一人物です。 ふりがなも忘れずに記載ください。	
		月日 年月日	
名称	所在地	電話番号	
営業所ごとに選任される業務主任者			
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 年月日
添付書類	1 誓約書 2 登録申請者(法人にあっては役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては登録申請者及びその法定代理人(法人にあってはその役員))の略歴書及び住民票の抄本 3 法人にあっては、登記事項証明書 4 営業所ごとに選任される業務主任者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(屋外広告物講習会修了証書の写し等)及び当該業務主任者の住民票の抄本		

注 県内に住所を有する者については、住民票の抄本の添付を省略することができます。

第12号様式（第15条、第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

誓 約 書

香川県知事

殿

私は、香川県屋外広告物条例第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

登録申請者（屋外広告業者） 住 所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏 名 株式会社 香川県
代表取締役 香川 太郎個人にあっては、住民票
記載の住所及び氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

香川県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第29条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第39条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが第39条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第39条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

※法人で役員が複数人存在する場合、役員各々の略歴書が必要となります。

第13号様式（第15条、第17条関係）

（日本産業規格A列4番）

略歴書

区分	登録申請者	法人の役員	法定代表人
住所	○○県○○市○○ ○○番地○	← 住民票記載の住所を記入してください。	
氏名	かがわ たろう 香川 太郎	← ふりがなも忘れずに記載	
生年月日	昭和 平成	○○年○○月○○日	
期間 自 年月日 至 年月日	職務又は業務の内容		
略歴	令和○○年 ○月○日	株式会社香川県 取締役就任	
	平成○○年 ○月○日	株式会社香川県 入社	
行政处分等	年月日	内 容	
		屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づく条例による処分を受けた経歴について記入してください。 無い場合は『なし』と記入します。	
上記のとおり相違ありません。 ○○年○○月○○日 氏名 香川 太郎			

- 注 1 区分は、不要の文字を横線で消してください。
 2 略歴は、最近のものから順次記入してください。
 3 行政处分等は、屋外広告物法に基づく条例の規定により処分を受けた経歴及び当該条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴について記入してください。